

はじめに

文部科学省では、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成14年4月施行)を受け策定された「文部科学省政策評価基本計画」(平成14年3月、文部科学大臣決定)及び「平成15年度文部科学省政策評価実施計画」(平成15年3月、文部科学大臣決定)に基づき、事業評価として平成16年度予算概算要求を予定する主な事業について事前又は中間的な評価を、また、平成14年度に達成年度が到来した事業について事後的な検証を自ら実施した。

文部科学省では、事業評価、実績評価、総合評価の3つの評価方式を用いて政策評価を実施しているが、この事業評価では、文部科学省が実施する事業のうち、事前評価として、社会的影響又は予算規模が大きいもの(研究開発課題については総額10億円以上)で、平成16年度予算概算要求において新規要求又は拡充要求が予定されている61事業(以下「新規・拡充事業」という。)事後評価として、過去10年以上継続して実施しており、具体的な達成年度が設定されていない事業のうち、これまでに評価の対象となっていない18事業(以下「継続事業」という。)及び過去に事前評価を実施したもので平成14年度に達成年度が到来した8事業(以下「達成年度到来事業」という。)を対象とした。評価を実施するに際しては次の点に留意した。

(1) 評価の観点等

今回は、初めて昨年実施した事業評価の経験等を踏まえ、より厳正で透明性のある評価となるよう、評価項目をわかり易く設定するなど必要な評価票の見直し等を行い、以下のとおり事業評価を行った。

「新規・拡充事業」については、当該事業の目標や内容を明かにしつつ、必要性(上位の施策目標、達成目標を達成する上で必要か、国民や社会のニーズに照らして妥当か等)

効率性(予算等に見合った効果が得られるのか、必要な効果がより少ない予算等で得られるものが他にないか等)

有効性(事業により得られるとされる効果をどのように判断したのか、また、達成年度が到来し事後的な検証を行う際に効果をどのような方法で測定、検証する予定なのか等)

等の観点から評価を行うとともに、可能な限り定量的なデータを用いてより具体的な達成効果及び達成年度を設定するよう努めた。

「継続事業」については、上記の観点から評価を行うとともに、当該事業の継続の適否、改善点等を明らかにするよう努めた。

「達成年度到来事業」については、事前評価を行った際に想定した事業の実施

による効果と実際に事業を行った結果得られた効果の比較・検討等を行い、さらに得られた効果が十分でない場合等については、その原因の分析、今後の政策への反映すべき点を明かにするよう努めた。

なお、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月、閣議決定)に盛り込まれた「モデル事業」及び「政策群」の対象となる事業について、事業評価を行ったものについてはそれを明記した。

(2) 評価結果の活用等

文部科学省においては、本年度から新たに新規・拡充事業に係る政策評価ヒアリングを共同して実施するなど、政策評価担当組織が予算担当部局等との連携を密にし、事業評価の結果の平成16年度予算概算要求等への適切な反映を図ることとする。

また、政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するため、学識経験者等を構成員とする「政策評価に関する有識者会議」(座長：伊藤大一政策研究大学院大学教授)の委員各位より、評価票の見直し等評価方法の改善について助言を得るとともに、事業評価書の作成に当たっては予め評価書案を送付し助言を頂いた。

本評価書は、文部科学省政策評価会議(議長：事務次官)において決定した後、文部科学省のホームページ等を通じて公表する。